議案第５４号

千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について

令和９年３月３１日をもって、鋸南地区環境衛生組合が解散することに伴い、千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数が減少すること及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約を次のとおり制定することについて、地方自治法第２８６条第１項の規定により、関係地方公共団体と協議するに当たり、同法第２９０条の規定により市議会の議決を求める。

令和８年１２月４日提出

市川市長　　田　中　　甲

千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約を次のように制定する。

千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約

千葉県市町村総合事務組合規約（昭和３０年千葉県告示第４９６号）の一部を次のように改正する。

別表第１中「東葛中部地区総合開発事務組合　鋸南地区環境衛生組合　佐倉市、酒々井町清掃組合」を「東葛中部地区総合開発事務組合　佐倉市、酒々井町清掃組合」に改める。

別表第２第３条第１項第１号に掲げる事務の項中「東葛中部地区総合開発事務組合　鋸南地区環境衛生組合　佐倉市、酒々井町清掃組合」を「東葛中部地区総合開発事務組合　佐倉市、酒々井町清掃組合」に、第３条第１項第３号に掲げる事務の項中「東葛中部地区総合開発事務組合　鋸南地区環境衛生組合　佐倉市、酒々井町清掃組合」を「東葛中部地区総合開発事務組合　佐倉市、酒々井町清掃組合」に、第３条第１項第１１号に掲げる事務の項中「東葛中部地区総合開発事務組合　鋸南地区環境衛生組合　佐倉市、酒々井町清掃組合」を「東葛中部地区総合開発事務組合　佐倉市、酒々井町清掃組合」に改める。

附　則

この規約は、令和９年４月１日から施行する。

理　　由

千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体である鋸南地区環境衛生組合が、令和９年３月３１日をもって解散することに伴い、同事務組合を組織する団体の数の減少及び規約における関係規定の改正について、関係地方公共団体と協議するに当たり、市議会の議決を求める必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。